

令和6年度 第2回 札幌方面北警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年9月11日（水） 午前11時0分から午後0時0分まで

2 開催場所

札幌方面北警察署 道場

3 出席者

(1) 協議会委員 8人（定員12人）

会 長 金澤知歌子

副 会 長 伊藤 毅、岡本しのぶ

委 員 浅井直子、長濱啓子、石井正治、山田俊彦、時崎宗男

(2) 警察署員 9人

署 長 鈴木直人

副 署 長 青木義典

会計官 菅原理華

刑事・生活安全官 小高俊輔

地域官 横田 健

花川南交番所長 三橋裕二

交通官 庭田秀樹

警務課長 岩渕智幸（庶務担当）

警務係長 （庶務担当）

4 会長挨拶（要旨）

本日の協議会は、

- 前回協議会で要望のあった「スクールゾーンの児童の安全対策」に対する説明
- SNS利用型犯罪の発生状況等について報告
- 同僚被害の暴行事件に遭遇して感じたことの発表
- 留置場見学

となっています。

留置場の見学は、初めての方が多いたと思いますが、どのような施設なのか、興味があります。見学の機会をつくっていただきありがとうございます。

5 署長挨拶（要旨）

8月末の刑法犯認知及び人身交通事故発生件数は、前年比減少していますが、交通死亡事故が7月と9月にそれぞれ1件発生しており、引き続き、犯罪、交通事故の抑止活動に取り組んでいきます。

会長の挨拶にもありましたが、本日は、前回協議会での要望に対する説明、SNS利用型犯罪の発生状況報告のほか、留置場の見学を予定しておりますので、委員の皆様には、業務の参考とさせていただき意見を広くお聞かせ願います。

6 前回協議会の要望に対する説明

(1) スクールゾーンにおける児童の安全対策

ア 前回要望

夏休み前にスクールゾーンの児童の安全対策をお願いしたい

イ 警察説明

新川地区のスクールゾーンを当署交通第1課において指導・取締りを踏まえて確認しましたが、町内会や交通安全指導員の方などが、見守り活動をされており、日

々の活動、ありがとうございます。

確認時は、児童を送迎する保護者の車両や配達関係者の車両の通行を認めたので、厳重に指導しております。

今後もしできる限り警察官が現場に赴き、関係機関・団体と協働した活動により、通学路における児童の安全確保に努めます。

(2) ドライバーへの効果的な啓発方法

ア 前回要望

交通安全の旗の波啓発活動は、何十年もやっているが、ドライバーにもっとアピールできるような新しい啓発方法はないか

イ 警察説明

これまでの街頭啓発活動は、横断幕を使用しておりましたが、今後は横断幕と合わせて、啓発場所付近に赤色灯を点灯させたパトカーを走行させ、車載マイクでドライバーに注意喚起し、啓発の効果を高めていきたいと考えています。

(3) シニアカー利用者への交通安全教育

ア 前回要望

シニアカーが歩道の真ん中を走っていて、子供が歩道の車道側を歩いていることがあるので、シニアカー利用者に対する安全教育をやってもらいたい

イ 警察説明

シニアカーは道路交通法の規定では歩行者とみなされるので、歩行者の通行方法に従って通行することになります。

警察官がシニアカー利用者の危険走行を認めた場合の指導のほか、高齢者対象の交通安全講話での安全利用をお願いしていきます。

【質疑応答】

○ 委員

スクールゾーンは、警察官が来て、通行車両を注意していただき、ありがとうございます。

7 SNS利用型犯罪の発生状況について

本年4月以降、北警察署で取り扱った、SNS利用の未成年女性が未成年者誘拐や不同意性交の被害者となった3件の事件について報告。

被害者となる少女は、SNSで繋がる相手が、どのような大人なのかは想像していない。

保護者は、子供がスマートホン、パソコン、ゲーム機等でインターネット環境に触れる前に、利用のルールを十分に話し合うことで、被害を防ぐことが可能となる。

【質疑応答】

○ 委員

SNSで知り合った少女と会い、関係を持つことは犯罪であるということを、周知してほしいと思います。

8 委員発表

「同僚が暴行事件の被害者となる事件に遭遇して感じたこと」

7月中旬、お客様に施設の使用方法のお願いをしたところ、従業員2人が殴られ、2人で取り押さえて110番通報しました。

多くの警察官に来ていただき、制服の警察官が犯人を押さえてくれて、この時は、本当に安心しました。

その後の事情聴取もスムーズで、事業運営に協力していただき感謝しています。

そこで、

- ① 犯人を追いかけたり、取り押さえるのは、どこまでやればよいか
- ② 警察官が来るまでのタイムラグはどうすべきなのか

③ 発生を想定した訓練はどうすべきなのかについて教えていただきたい。

【警察回答】

①について

犯人の追跡や確保は、従業員に危険が及ぶ場合は、無理をしないでやめていただきたい。

犯人の人相着衣を記憶するなどし、逃走方向を110番通報していただければ、警察で探して捕まえます。

②について

犯人を確保後、警察官が到着するまでの間、犯人が暴れるなどした場合は、危険を回避してください。

③について

金融機関では強盗被害時の対応訓練を行っています。その他の商業施設においても、犯罪被害を想定した対応訓練を行うことで、万が一、被害に遭った時の対応が可能となるので、訓練はやった方がよいと考えます。実施要領などは、警察に相談していただければと思います。

【質疑応答】

○ 委員

最近、カスタマーハラスメントが増えていて、基本方針を定めるほか、電話の録音、ネームプレートを名字だけにするなど、いろいろ検討しながら対応しています。

3～4時間、居座るお客様もいて、対応には苦慮しています。

○ 警察

カスタマーハラスメント対策は、道内でも検討されていますが、企業や自治体においても、扱いに相当苦勞されていると思います。

犯罪に該当するか否か、迷った場合でも、手に負えないような時は、110番通報していただければと思います。

9 次回の開催予定

令和6年12月上旬頃を予定

10 留置施設参観